

平成 17 年度第 2 回滋賀県環境こだわり農業審議会会議概要

日時:

平成 17 年 10 月 24 日(月曜日)
14 時～16 時 30 分

場所:

滋賀県大津合同庁舎 7 階 7 - B 会議室

出席者:

大川委員、川口委員、岸辺委員、須戸委員、高島委員、田中委員、富岡委員、成田委員、橋本委員、増田委員、間宮委員、山田委員、吉田委員

議題:

- (1) 環境こだわり農業実施協定の締結等について
- (2) 対象農産物・作型等の追加について
- (3) 今後の環境こだわり農業の進め方について

報告事項:

- (1) 環境こだわり農産物を加工した食品のマークの表示について
- (2) 平成 17 年度環境こだわり農産物残留農薬検査結果

(議事の進行に先立ち、委員互選により富岡委員を会長に選出。)

富岡会長： 2 年前に審議会が発足され会長を務めさせていただいております。環境こだわり農業も軌道に乗って参りました。将来、どのように展開していくか中身の見直しが問題点となってきました。

限られた時間内で、自由に発言いただき制度の見直しにつながるご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議題(1) 環境こだわり農業実施協定の締結等について

事務局： 17 年度の協定締結面積の実績(資料 P1)、17 年 9 月申請の報告(資料 P2)および実施協定の締結

等について(資料P3)説明。

富岡会長： 申請状況について意見はないでしょうか？

間宮委員： 麦の0.2haの内容について説明してください

事務局： 東近江市愛東のマーガレットステーションでこだわり農産物を使った製品を販売したいとのことです。

富岡会長： 他に意見はないでしょうか？なければ次に進みます

議題(2) 対象農作物・作型等の追加について

事務局： 報告と説明。(資料P4)

富岡会長： あおばなの交付金額の扱いは基準どおりですか？

事務局： 最終的には県で決定します。

富岡会長： 他に追加作物はありませんか？

増田委員： あおばなは食用に限るのは原則なのかどうか？化粧品、石けん等の加工品も環境に影響するが花、花木の扱いも検討してほしい。

富岡会長： 景観は対象外ということですか。

吉田委員： 追加について要望があれば入れていくというのであれば明確な基準をもうける必要がある。

富岡会長： 食用だけが対象と理解すればいいですね

事務局： 認知度を広げる、すそ野を広げる、農産者の関心を持ってもらうために、今後の制度の進め方について広げる方向がベターというみなさんの意見が多ければ検討していきたい。

しかし現状ではあおばなは食用にかぎることとしたい。

増田委員： 他県に比べて花木の産地は少ないが食用以外は門前払いというのはいかがなものかと思う。

富岡会長： この件については今後の制度見直し議論材料として進めていくとして、あおばなは食用にかぎるということで了解いただけますね。

次の(3)制度見直しに時間をとりたいと思いますので、先に(4)および報告事項に移ります。

議題(4) その他

特になし

報告事項(1) 環境こだわり農産物を加工した食品へのマークの表示について

事務局： 加工品マーク表示(資料P9～P10)説明と報告。

間宮委員： マークの下の表示は95%でも100%と表示できるのですか？

事務局： 00は…のところは、例えば米は100%と表示する。

大川委員： 承認後の内容チェックはされるのですか？

実際のマーク、表示の要請はきているのですか？

事務局： 必要に応じて現場に出向いてチェックいたします。

現時点で4～5カ所、話は聞いています。

どれだけの反響があるかとかくやってみようということです。

岸辺委員： ここまで制約があると消費者に認知してもらうために加工品にも認定しようという目的に反して限られたアイテムになる。例えばお弁当に米は環境こだわり米100%。滋賀県に多いホウレンソウ、ブロッコリー、小松菜、等大量生産されているものが加工されることを前提に認証を考えないと広がっていかないのではないか。

多く認証され加工されるであろう、あられ、クッキー等は消費者が選別し厳しい。身近にある、本来消費者に広く認知してもらうために加工品を認定していこうというにはほど遠い。だから総菜とかお弁当が身近に広がりやすいアイテムを認証していくことがベターではないか。

事務局： 前回もご意見をいただいて検討いたしました結果、とりあえず、まずやってみようということで初めに

低いハードルで出発しますとやり直すのは困難になりますので基準を高く掲げて経験を積み、ケースバイケースで対応し、ご意見を伺いながら、場合によれば今後の議論の中で見直してまた違った方向性も見出していきたい。環境こだわり農産物が登録商標をとりまして、現在普及員さんにご苦労いただいている、これに答えるためにもハードルを低くしないで、影響等も考え、ニーズの確認もして、しっかりした議論を尽くして前進させていきたい。

岸辺委員： 材料 100%使用しているというのは決してハードルは低くはない。

それとせっかくここまで生産が多く出てきた、ハウレンソウ、コマツナ、米を使う目的にしないで認知を拡げようとするのは趣旨に反するのではないか。

農家からやっと沢山出てきたものを使えるものにするのが本来ではないか。

いつかはやるというのではなく、100%という表示をすることで多く産出されたものが当然流通も多くなる。とりあえず 2~3 品だけ作ってみようかなというのでは趣旨が違う。

富岡会長： 総菜は加工品に入りますか？

事務局： 入ります。

富岡会長： 大半が対象外になりますね。

今回は報告ということなので異論があれば見直し討議の材料にしましょう。

吉田委員： 弁当の中でお米だけが 100%の表示になりますが、弁当全体でいえばお米は 50%であれば表示できないというのであればせっかくお米を作っても表示してもらえない。

増田委員： マークは制約されるが、マークなし表示はOKときいているが確認してください。

事務局： 加工品そのものが環境こだわり農産物と誤解されるので 95%以上であれば大きな誤解はないであろうということです。マークなしであれば大丈夫という判断で表示はOKである。

増田委員： 弁当の場合、マーク無しの表示について規制はないのですか？

100%使用だけでもよいのではないか。ガイドラインが必要ではないか。

山田委員： マークを使ったものについて 100%と表示すべきで 100%以外はマーク無しで環境こだわり米 0%と表示すべきである。

そうしないとなし崩しになる心配がある。

富岡会長： マークは登録商標に関係し、環境こだわり米は制度ではないのですか。

事務局： JAS加工食品には表示ルールがある。100%の場合はマークがつけられるがそれ以外は00%の表示が必ず必要である。それに準じている。

報告事項(2) 平成17年度環境こだわり農産物残留農薬検査結果報告

事務局： 残留農薬検査結果についてそれぞれについて報告。(資料P11)

富岡会長： 70件のうち検出は1件だけですか？

事務局： ほかにもあります。次回3月の審議会に詳細は提出します。

山田委員： 検体サンプルは無作為抽出ですか？ というのは以前に他であったのですが、年度始めに事前に協力農家を設定してサンプルを抽出させるやり方をしていた。これだと正当なサンプルは出てこないのではないかと思います。

事務局： 収穫間際に各振興局にどこから何点と指示し、直接農家からサンプルを収集しています。

吉田委員： 検査の目的はなんですか。

計画にあった農薬が基準以内で検出されました。これは当然である。100%使った農薬が検出されるのではないか。残留農薬という意味が仕事の仕方によっては変わってくる場合もある。検査の目的が違う農薬を検出するためなのか、本当に残留農薬によって人体に影響があるのを検査するのか、違法農家を見つけるためなのかどうか、その辺のところを明確にする必要がある。

事務局： 残留農薬検査の目的については生産記録に偽りがどうかチェックするのが大きな目的である。提出された書類と照合してそれ以外の農薬が使われていないか、総合的にチェックしている。それと併せて食品衛生法とか、農薬取締法とかにふれる農薬の使用はないかのチェックです。

吉田委員： 以前うちの検体が調べられたことがあって、無農薬栽培で作っている米から使ったこともない農薬が検出された。その農薬はどんなときに使用されるのか質問すると、畑に使用する農薬だといわれた。現在使っていないが、ほ場によっては昔使った農薬が検出されることもあるのかと思った。

特にそのとき罰則はなかったが、検査結果によりどのように対応されるのかお伺いしたい。

事務局： 検査の結果についていろんな対応があるのですが、食品衛生法に違反した場合は即刻流通を止めその農産物は廃棄する。環境こだわり農産物の場合は生産記録、農薬の実績調査をして違反が判明すれば認証の取り消しを行う。農薬取締法にふれるような法定外の農薬使用が認められたら法的対応が必要になる。

生産記録にない農薬が認められた場合、農家の方に聞き取り調査をさせていただき、今回の場合は購入伝票を確認させていただきました結果、問題がなかったのでそれ以上のことは追求しないということです。聞き取りの結果、生産記録以外の農薬使用が認められた場合は協定の取り消しになります。

問宮委員： 無人ヘリの散布による環境こだわり農産物に対する影響が出ないか心配している。非常に濃い農薬を使用しているように感じている。

ヘリは人が入りにくい所とか、角地を重点的にやるのでどうしても濃くなる。

事務局： ヘリは狭いほ場を微量の農薬使用散布するため濃くなるが、全体の量そのものは粉剤とかわらない。

須戸委員： こういうことが消費者に知れると不安がられるが、ほ場での環境こだわりについての認知と農薬飛散防止のための手だてはあるのですか？

事務局： ほ場看板を掲げているが徹底まではいかない。

吉田委員： フサライトが検出されても全く心配ないし、少量はあるのが当たり前ということを消費者に徹底してほしい。

富岡会長： 以上で事務局報告を終わります。

次に今回最大テーマの議題(3)今後のこだわり農業の進め方についてへすすみます。

議題(3) 今後の環境こだわり農業の進め方について

富岡会長： 制度見直しについてのスケジュール、またどういう所が見直しになるのか、事務局より説明いただき、検討していきたいと思えます。

事務局： 説明。(資料P5)

富岡会長： 協定は5年計画で、平成18年度に直接支払い制度の見直しが行われ、平成18年に協定をした

ものは 22 年まで続くのですね。

事務局： そうです。

田中委員： 環境こだわり農業が消費者のためにあるのか、生産者のためにあるのか検証したいと思いません。

私はお互いのためにあると思います。消費者あっての生産者です。今までは農業については規制がなかった、環境に対する影響も考えてこなかった。しかし現在は安心、安全なものが求められ、それを地元で食べてもらいたい、他府県に出す物ではない。

そのためには海外輸入品、他府県農産物と競争しなければならない。そういう意味からでも環境こだわり農業が行政から打ち出された意義は大きい。

しかしその農産物の流過程においてはアピールが少し足りないのではないかと。

農家にとりまして安心、安全、作物づくりは当たり前だけれど、なお一層の自覚をもって耕作するが、消費者に届くまでの流通の段階では認知されるまで至っていない。計画の上ではH13年より発足、5年期間ということで最初は担当者も現地に足繁く運んでもらっていた。

現状はお互いにアピールが足りないと思っている。もっと深く広く認知してもらうためにはお金を使うことはないが、もっと汗をかいてほしいとの思いはある。そして琵琶湖を錦の旗のもとに美しい自然に帰すことに農家としても協力することが当然である。また琵琶湖に関しては県民全体で取り組んでもらいたいし、環境課が中心になって5年でどうなったということになしに10年、15年の長期にわたって取り組むべきことだと思っている。

環境こだわり農産物に対する消費者の理解がかなり増えたように聞いていますが、野菜に対する理解をもっと深めてほしい。JA野菜振興大会を行っているが、県としても米、茶の推進協議会があると聞いていますが野菜はない。生産が伸びる方向で考えてほしい。

富岡会長： 野菜振興について県より説明してください。

橋本部長： 県内人口130万として野菜は半分の量しか供給できていない。農産物の生産は4,300haのうちお米がほとんどで野菜は200ha。これを300haまで伸ばしたいがなかなか難しい。理由として野菜の産地が少ない、ふたつ目は生産者が少なく大きな力になっていない。野菜生産拡大のためにはJA、県、生産者が一体となり取り組む必要があると感じている。予算の範囲内で生産振興、店頭で野菜が沢山並べられるよう基本に戻って取り組んでいきたい。

増田委員： 野菜生産全国順位45位、果樹は最下位、花木46位、県内野菜の生産状況は県内人口増なのに反し、農家人口は減っている。逆に野菜消費者は増えているとみている。流通の実態は県内生産量の2/3が市場に出荷され、そのうち2/3が県外に出ている。生産と消費のすれ違い、流通のすれ違いが言われて

いる。それを補完しているのが各地にある直売所だが、県内の野菜が県内の消費者に届かないのが実態である。環境こだわり農産物が店頭にないという声を聞くがそれをどのように流通させるか、後継者を育てるかが課題である。

吉田委員： 環境こだわり農業は消費者のためと環境のための両方の要件があると思う。それが両立できていない。特に琵琶湖の浄化に対して、水田でのこだわり農業は効果が上がっているが、野菜の結果が出ていないという矛盾が生じている。

橋本委員： 県内野菜農家も頑張っていて県内出荷率でいえば 13%だったのが、去年は 25%、平成 17 上期 28%。京都は去年 58%が今年 52%。

店頭での近江野菜コーナー化、BBC、NHK 等でスペシャル番組、近江野菜のサラダ 30 品目キャンペーン等と生産販売拡大を行っている。

富岡会長： 見直しのために多くのアイデアを出していただき、それを次回の審議会までにとりまとめてもらいます。ほかに意見はありませんか。

川口委員： 以前(食と農の)サポーターをしたことがあるが、こだわり農産物はこどもから知ってもらいたい。県(食と農と環境を考える県民会議)から予算をいただいて子供に市場見学会、説明会を開催したが、今後も理解を深める活動をしていきたい。

高島委員： コープしがで共同購入をおこなっている。消費者は基本的には安全を求める、それでこだわり農業の勉強会も行うが意識が長続きしない。特に若い世代のこだわり農産物に対する理解が薄くお金を払ってくれない。付加価値を認めないのだから消費拡大につながらない。

国・県の直接支払いは必要で生産者は自立しているが、消費者に浸透させるためには助成金が必要だと思っている。

田中委員： 消費者の方からそういう意見がいただけるのはありがたい。

間宮委員： 米の栽培で温湯消毒はありがたかった。テクリード、スミチオンが削除され、農薬半減につながった。以前米ぬか使用で 4 俵 / 1 反の生産で大損した。くず大豆元肥 130kg、600 円 / 1 反の単価で 19.2 表 / 反の収穫、3,000 円の交付金いただき大助かりでした。野菜栽培にも安価で手軽に除草が進めばもっとこだわり農業が広がるので県のアイデアをいただきたい。

川口委員： 子供の意識を高めたいが、9 月では遅いので夏休み中の 8 月にできるように配慮してほしい。

吉田委員： 基準の半分以下というのは曖昧である。技術的には可能なので当たり前にするべき。これをどうするか。私のところでも10haの申請で7haの締結をしましたがそんなに難しいことではない。

農家の意識が問題、米の評価が怖い、色彩選別機で2等米、3等米のランク付けされる。40年前の米づくりは朝早くから夜遅くまで農作業して収穫した米は値打ちがあった。1俵で1ヶ月生活できるだけの収入になった。現在機械、農薬で生産した米は市場に出ると1俵1万数千円、安い。しかしこだわり米がそれなりの評価をされればもっと生産できる。実際はなかなか買わない。お米の価値を分かってもらう方法が必要。環境税は環境だけに使うことにすれば分かりやすい。

富岡会長： 農薬半減は分かりにくいということですが、他に意見はないですか。

成田委員： 先の弁当の米00%の話で、おかずに使用しているほうれん草もこだわり野菜使用とか記入いただくと、はっきりと認知でき安心していただけます。

「こだわり野菜」を知らなかった方々にも認識をうながすことができると思います。環境こだわり農業は5年では短い。長いスパンで考えてほしい。5年後の見直しは結構ですが県のバックアップが必要です。野菜は環境こだわり農産物としてどのように認識するかが問題である。

全国を回ってみて県外の人々から県の環境こだわりが注目され、相当進んでいるといわれると大変誇りに思うし、自信を持って進めて行かねばと思います。

近江野菜としてのブランディング、マーケティング活用、地産地消の向上への取り組みを早急に進めた方がいいと思います。

私達もそういったことの認識度を高めるために活動しています。

買い物は生協、直売所へ行きますがそれは安価で安全、安心だからで厳しい基準から生産されているという信用から買い物をします。

それをネットワーク会員はもちろんですが、県内の駅、公民館、病院、企業、家庭、学校、街づくりグループの方々に広く認識してもらうためのいろいろな分野の連携が必要だと感じています。そういったことから滋賀県環境こだわり農業をはじめとする「県産農産物」推奨の啓発活動の展開として「環境こだわり農業キャラバン隊」を組織化して県内を回っています。まず幼稚園や学校の子どもさん達を対象に農業体験学習、食育等を実施して保護者の方々までも深く認識してもらうことがねらいです。

最後にあおばなは染料に使っていますが、ふちどりで使用した場合、洗い流す作業の際、農薬が流れ落ちる心配がありますので、食用以外でも認定する必要があると思います。

富岡会長： 他に意見はないでしょうか？

増田委員： 米は締結が進んでいるが麦・大豆が非常に少ないのは少なからず課題があると思う。

吉田委員： 麦は農薬を使わないと栽培できない、草が生えてきて非効率である。転作が多いが雑草を止め

るのが一番の問題。減農薬で栽培している人もいるが、流通に乗せる為かなり努力して個人的に店に直接販売している。経営として価格があえば栽培できます。

富岡会長： 技術的には生産できるということですか？

吉田委員： 米の無農薬栽培も可能です。全て価格次第です。消費者の理解があればできます。

須戸委員： 農家の視点からいえば農薬に関しては消費者の理解が必要である。米の環境こだわりの協定締結の面積は増えているが除草剤として使用する農薬が申請条件を満たすため 14 剤から 7 剤に減らしても成分層は減るが薬剤の種類が変わっているだけで外に流出しやすい農薬であれば負荷削減にはならない。野菜が協定締結しているが認証まで至らない理由はなぜそうなったのか追跡(アンケート)調査をする必要がある。

事務局： これまでやっていて今回やめた事例を含めて年末には調査する予定です。

吉田委員： 直接支払制度ができてから申請をどんどん出している農家がいる。お金目当ては明白であるが、それが起爆剤となり環境こだわりが当たり前になり、農家の意識が高まればそれはそれでよいと思う。

橋本委員： 生産者の意識は変わってきている。無農薬の問題、残留農薬の問題、今年みたいに夏の高温が続くと虫が繁殖しやすい場合でも減農薬を実行する。しかし、マーケットなどで虫が 1 匹入っているだけで異物混入だといってクレームがつきぜんぜん買わなくなる。

先だっても学校給食で虫が入っていたということで全品返品になった。消費者がナーバスになりすぎている。農産物を工場で作られているような感覚で物事を判断している。

購買心理として農産物に対する対価が低すぎる。環境の対価は 5% ぐらいで 10% 以上になれば買わない。農と食が離れていて、昔は生活の中に農業があったが、現在では子供がきゅうりやキャベツがどこで栽培されているか知らない。主婦でもメークインと馬鈴薯の違いを知らない、消費者の情報に入っていない。これは生産者にも責任があるかもしれないがそこに難しさがある。

県の夏野菜はコマツナか他一部に限定される。長野県の高地、気候的に恵まれた地方で栽培されたものが搬入され、県内での育成が難しくなる。

特に豆腐、納豆などの原料の大豆はほとんど輸入品で、それも有機栽培といっても 88% は遺伝子組み換え産で後の 12% を買いあさっている。コストと販売価格の見合いで難しい問題がある。

富岡会長： 終了予定の時間が迫って参りましたので他に意見がなければ終わりにしたいのですが宜しいでしょうか、なければ私の方から 2 つ提案させていただきます。

- 1 環境こだわり農業認定の中に野生生物の保護に関する項目を入れること。
農薬のない食物が安全、安心というだけでなく農薬を使わない田んぼには生物にとっても棲みやすいということ。
- 2 農薬半減は中途半端でそろそろ[農薬0]を視野に入れて見直しの中に入れて考えてほしい。

以上で今日の審議は終了とします。